

曾谷公民館 弓道場個人利用について(内規)

令和5年3月7日

- 安全面を考慮し、利用する者は二段以上とする。
- 利用申請する者は、あらかじめ市川市スポーツ協会に加盟する「市川市弓道連盟会長が発行する使用承諾書(以下「使用承諾書」という)」の交付を受ける。
- 利用は5人までとし、一人一人的とする。
- 弓及び的等必要用具は利用者が持参する。
- 未成年の者は、使用承諾書の交付を受けるほか、保護者の同意書を提出しなければならない。